

## 灯油（第1期）仕様書

期 間 平成30年 4月 1日 ~ 平成30年 5月31日

公益財団法人埼玉県下水道公社

1 趣 旨	この仕様書は、公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が購入する灯油について、必要な事項を定めるものである。
2 規 格 等	<p>納入者は、次の仕様等に基づき灯油を納入するものとする。</p> <p>(1) 品名 灯油</p> <p>(2) 規格 J I S K 2 2 0 3 - 2 0 0 9 1号</p> <p>(3) 納入品は、すべて次の元売り会社の製品であるものとする。</p> <p>ア JXTG エネルギー（株）</p> <p>イ 出光興産（株）</p> <p>ウ コスモ石油（株）</p> <p>エ 昭和シェル石油（株）</p> <p>オ 太陽石油（株）</p> <p>カ キグナス石油（株）</p>
3 規格の遵守	<p>納入者は、灯油の規格を遵守し、規格外の灯油を納入しないこと。</p> <p>また、規格外の灯油を納入したため、明らかに納入者の責に帰すべき障害を生じた場合は、納入者が障害の復旧の責任を負うものとする。</p>
4 品質の報告	<p>納入者は、次の事項について報告するものとする。</p> <p>(1) 納入者は納入ごとに元売り会社の出荷明細書及び出荷報告書を提出するものとする。</p> <p>(2) 納入者は別添1について分析し報告するものとする。</p> <p>(3) 納入者は元売り会社が証明する、月ごとの納入量を記載した出荷証明書を提出するものとする。</p> <p>なお、出荷証明書は支社に提出するものとする。</p>
5 灯油の分析	<p>公社は、必要に応じて、公社が採取した試料を公社が指定する第三者分析機関で納入者の負担にて分析し、その結果を分析報告書として提出させることができるものとする。</p>
6 納入場所及び 納入予定数量	<p>灯油の納入場所及び納入予定数量は、別添2、3のとおりとする。</p> <p>ただし、納入予定数量は諸条件によって変動することもある。その場合、公社は納入予定数量以下であっても契約を打ち切ることができる。また、納入者は納入予定数量以上であっても納入することとする。</p>

7 納入方法

納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 納入は、公社指定の日時とする。
- (2) 灯油の納入日時は、原則として日曜、祝日、振替休日を除く日とし、9時から12時及び13時から16時とする。ただし、非常時及び長期にわたる連続休日の場合は、この限りではなく、公社の運転に支障がないよう対応しなければならない。
- (3) 納入者は、納入時に事故等が発生しないよう十分な安全対策を講じるものとする。
- (4) 納入者は、納入前に受入タンク注入口等の点検を行い、事故及び障害が発生しないように万全な対策を講じるものとする。
- (5) 納入に際しては、公社または公社が指定する者の立会のうえ行うものとする。

8 関係法令の遵守

灯油の納入に際しては、消防法等の関係法令を厳守すること。

9 安全管理

納入者は、契約後すみやかに製品安全データシートを提出すること。

10 その他

- (1) 納入者は、契約締結後速やかに公社と納入方法及び手順等の打合せを行うこと。また、納入にあたるすべての者に公社が構築した環境管理システムを十分に理解させ、公社が定めた各手順及び要求事項を遵守し納品作業等を行うものとする。
- (2) 災害時等で発電機の運転のため公社からの要請があった場合は優先的に納入をするものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項に関しては、公社、納入者が協議のうえ定めるものとする

## 別添 1

### 灯油試験項目

- 1 引火点 (°C)
- 2 蒸留性状 95% 留出温度 (°C)
- 3 硫黄分 (質量%)
- 4 煙点 (mm)
- 5 銅板腐食 (50°C, 3 h)
- 6 色 (セーボルト)

別添 2

納入場所及び納入予定数量

灯油

支社名	名称	住所	予定数量 (kl/期間中)	納入量 (kl/回)
荒川左岸南部支社	荒川水循環センター	戸田市笹目 5-37-14	0	8~10
	南部中継ポンプ場	さいたま市南区辻 8-27-16	0	(2)
荒川左岸北部支社	元荒川水循環センター	桶川市小針領家 939	60	8~10
	鴻巣中継ポンプ場	鴻巣市上谷 1879-1	0	(2)
荒川右岸支社	新河岸川水循環センター	和光市新倉 6-1-1	0	8~10
	富士見中継ポンプ場	富士見市水子 2934-1	0	(8)
中川支社	中川水循環センター	三郷市番匠免 3-2-2	0	5~10
古利根川支社	古利根川水循環センター	久喜市吉羽 772-1	100	10~12
合計			160	

※1 上記表において、納入予定数量が「0」であっても、維持管理上必要となった場合は納入すること。

※2 ポンプ場は納入数量が少ないため、原則、ローリー渡し・混載納入とする。

納入量の（ ）は、過去の納入実績による数量である。

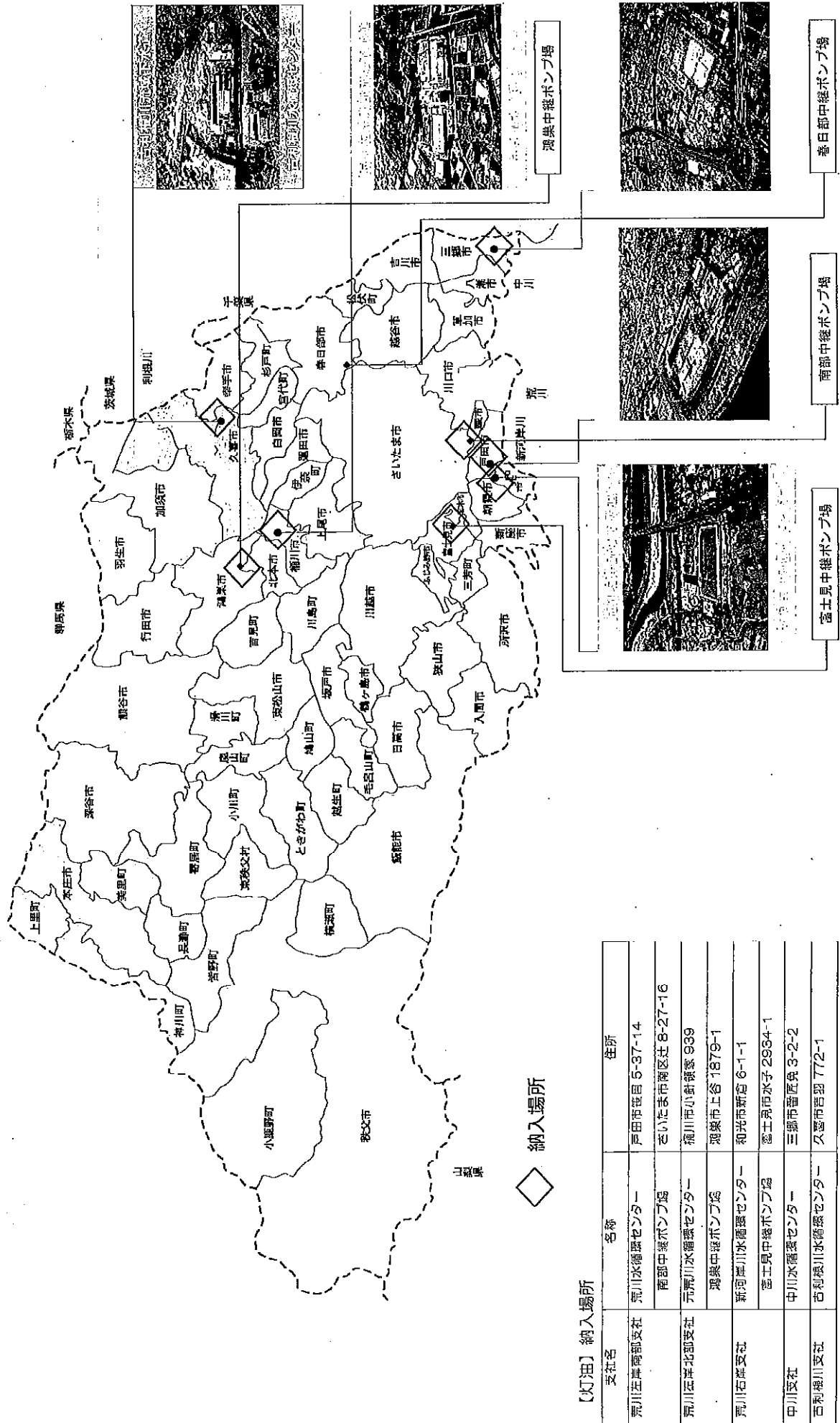
① 南部支社の納入量 (kl/回) は、センターまたはポンプ場との混載で納入が必要な場合有。

(最大2箇所)

② 北部支社の納入量 (kl/回) は、センターとポンプ場との混載で納入が必要な場合有。

③ 右岸支社の納入量 (kl/回) は、センターとポンプ場との混載で納入が必要な場合有。

● 納入はローリー渡しを想定



【灯油】納入場所

支社名	名称	住所
京川左岸南側支社	京川水循環センター	戸田市笹目 5-37-14
	南部中継ポンプ場	さいたま市南区辻 8-27-16
京川左岸北側支社	元京川水循環センター	滝川市小針領家 939
	鴻巣中継ポンプ場	鴻巣市上谷 1879-1
京川右岸支社	新河岸川水循環センター	和光市新倉 6-1-1
	富士見中継ポンプ場	富士見市水子 2934-1
中川支社	中川水循環センター	三郷市香匠 3-2-2
	古利根川水循環センター	久喜市吉野 772-1